

第131回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：令和7年12月5日(金)

開催場所：大阪府咲洲庁舎37階小会議室

案 件	審議結果等
(仮称)オーケー大東新田西町店(大東市) 【新設】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
コメリハード＆グリーン富田林店(富田林市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
山田西阪急ビル「デュー阪急山田」(吹田市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。
フレスコ東大阪(東大阪市) 【変更】	大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。